

老人ホームのいろいろ

老人ホームとは、社会生活を営む上で、さまざまなハンディキャップを背負っている老人を援護し各種の治療や訓練等をおこない、老人の方の福祉の増進を図ることを目的として、設置されたものです。次に、この老人ホームの種類と概要を紹介しましょう。

- 一、特別養護老人ホーム「ねたきり老人のための特別の老人ホーム」です。六十五才以上の老人でねたきりで困っている場合なら収入の多少に関係なくはいれれます。
- 二、養護老人ホーム「心や身体の衰えた六十五才以上の老人がはいれます。また、住居がよくないかつたり、家族の者とのおりあいがうまくいかない老人もはいれます。ただし、収入の少ない老人に限られます。
- 三、軽費老人ホーム「身よりがな

- いとかが、いろいろな事情があつて、家庭では生活できない六十才以上の老人がはいれます。
- 四、有料老人ホーム「費用について公費の補助がないので、費用の全額を払わなければなりません。したがって、ある程度の収入のある六十才以上の老人に限られます。
- このほか、老人の福祉施設として次のようなものがあります。
- 一、老人福祉センター「老人の各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上およびレク

同和問題講座

(13)

同和問題の展望

同和問題の主な内容について前回まで述べてきました。同和問題については、このように広報でお知らせするとともに、他方では社会教育で機会あることに講演会などにより、理解を深めてきています。しかし、「よしわかつたぞ」というもりあがりが出てきません。なぜなのでしょう。

そのひとつの原因として、同和問題についての展望、見通しはつきりしないということがあつてはならないでしょうか。このことについて、同和对策審議会答申には「同和問題もまた、すべての社会

史の現象にはかならない。」と、明記されているとおりです。同和問題は解決できる問題です。今手近かに、確かな資料がないので数的には述べられませんが、従来同和地区が低かつた高校、大学進学率も、飛躍的に上昇し、格差がぐんぐん縮まっています。就職についても、大・中企業への進出が一步一步前進してきます。また、結婚問題についても、そのわくはほとんどははずされつつあります。昭和五十年十月、奈良県橿原市の同和地区四百五十六組の通婚調査、年代別の同和地区外との通婚率は、次のとおりです。

- 六五才以上 四・八%
- 五〇才代 一二・三%
- 四〇才代 一六・〇%

三〇才代 二六・五%
二九才以下 三七・九%
同和問題最大の課題といえる結婚問題で、二十代ではすでに約四十パーセント近くの地区外結婚が成立しています。これは一地区の実態ですが、全国的にこうした傾向であることは疑い余地もありません。同和問題は解決の方向へ急ピツチで進展しつつあります。こうした歴史の流れに、反対できる理由は存在しません。今や努力を待つばかりです。三隅町はこれからです。先進地に学び、教育の町三隅に恥じない歩みにより、一日も早くこの同和問題の解決にたどりつきたいものです。

(三隅町同和教育推進委員会)

立木の伐採に届出をおわすれなく

森林は木材の供給源であるばかりでなく災害を防止し、人びとに憩いの場を提供し清い水や空気を与えてくれます。この多角的機能を総合的かつ高度に発揮するため適正な森林施業を確保し、併せて森林資源の状況を掌握するうえからも立木を伐採される場合は、森林法により届出が必要です。

一、伐採届を出す森林
地域森林計画の対象となつている森林、従つて三隅町内の一

場を与えるためのものです。以上の老人福祉施設についての問い合わせは、民生課福祉係で受付けております。

部制限林を除く全森林が該当します。

二、伐採許可申請を出す森林
制限林(保安林・土砂流出防備林・魚つき保安林・北長門国定公園内の森林)が該当します
届出・許可申請は伐採される一か月〜三か月前に森林組合まで手続して下さい。

なお、不明な点は役場林務係又は、森林組合に問い合せ下さい。

自主防災組織の結成を!!

近年、生活様式の複雑多様化に伴い、火災も複雑多岐にわたるようになりま

火でも大火になる危険がいつぱいあります。火事は初めの数分間が最も大切な時期で消防車が来るまでの間に適切な初期消火活動をしな

と近隣どころか部落全体を飛火などで失うことになつてしま

いますので、その地域の人々が「自分たちを守る」という連帯意識をもつて団結し組織的な行動をすることが必要なのです。組織は人口の多い部落や範囲の広い部落な

どでは、小さく班単位又は2〜3班を一つにして組織化し組織を有機的に運営するため規約を作り「組織の目的」「事業計画」「経費」などを明確にすることが必要でこれがないと有名無実の組織になつてしまいます。

組織のしごとはパンフレットやチラシを配布したり、座談会や映画会などを開催して部落の人に防災に関する知識の普及を計り防火意識を高めます。又災害の予防のため各家庭の火の元点検や大雨の時などは水害発生のおそれがある地域を巡回したりまた各種の災害に備えて通報、初期消火、避難などが迅速にできるよう訓練をします